

宮崎市男女共同参画センター「パレット」 施設使用料の減免について

宮崎市男女共同参画センター「パレット」施設使用料の減免については次のとおりとなります。

① 減免の条件

5割減免の条件（条件1～3をすべて満たす場合）

条件1：前年度に宮崎市主催の男女共同参画研修を団体のうち1名以上が受講すること

条件2：前年度にパレット自主講座を団体の内1名以上が受講すること

条件3：男女共同参画の視点を持った活動に努めていること

※政治活動、宗教活動、営利活動は減免対象になりません

② 営利活動について

以下のものを営利活動とします

1. 商品販売や契約行為、商品・事業説明会、入社試験・面接等

2. 主催者である講師が参加費を徴収する場合

3. 不特定多数の方から参加費を徴収する場合

※コピー代、資料代、材料代費等実費相当分を除く

※講師謝金については、主催者が講師でない場合は実費負担に含む

③ 5割減免適用後の金額

減免適用後の金額は、10円未満切り上げ

例) 講習室1を1時間使用の場合、130円/2=65円・・・利用者負担は70円となる

④ 適用期間

減免対象となった場合、適用期間は次のとおりとなります

・条件1～3をすべて満たした翌年度（4月1日～3月31日まで）

・令和7年度の減免の申請をしたい場合、令和6年度中に宮崎市主催の男女共同参画研修（毎年2月頃開催予定）とパレット自主講座をそれぞれ受講する必要があります。

※宮崎市主催の男女共同参画研修は、宮崎市より開催案内が郵送されます。

※パレット自主講座は、パレット窓口・HP・SNS等で随時お知らせしております。

その他、ご不明な点等がございましたらパレット（25-2055）までお問合せください。